

令和6年度住民税非課税である世帯のみなさまへ

回 覧

【注意】令和6年度住民税均等割が課税されている方がいる世帯は、対象とはなりません。
コールセンターは3月17日(月)から、受付窓口は3月24日(月)から開始します。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金 (均等割非課税)のご案内

①令和6年度住民税非課税である世帯への給付金				②こども加算			
支給額	1世帯あたり3万円 (1世帯1回限り)			対象となるこども ^{〔※1〕} 1人あたり2万円 (1人1回限り)			
支給対象者	以下のいずれにも該当する世帯(支給対象世帯)の世帯主に支給します。 ・基準日(令和6年12月13日)現在、八街市に住民登録がある世帯 ・世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯 〔※1〕支給対象者と同一世帯の18歳以下のこども (平成18年4月2日以降出生) ≪以下に該当するこどもは、こども加算の対象外です≫ ・18歳以下の単身世帯のこども(ただし、別世帯の世帯主が申請できる場合があります) ・児童養護施設などに入所しているこども ・基準日時点において、住民基本台帳に記載のない海外在住のこども ・既に他自治体で、こども加算給付の算定対象となっているこども						
申請方法	「お知らせ」が届いた世帯 (令和7年3月下旬発送予定)^{〔※2〕} 「確認書」が届いた世帯 (対象になると思われる世帯へ 令和7年3月下旬発送予定) 市からお手紙が 届かない世帯			「お知らせ」が届いた世帯 (『①非課税世帯への給付金』 支給後、順次発送予定)^{〔※3〕} 市からお手紙が 届かない世帯			
	「お知らせ」に 記載された振 込予定口座に 変更がない 場合 給付金の受取拒 否や、「お知ら せ」記載された 振込予定口座 を変更する場合			「お知らせ」に 記載された 内容(対象こ どもや振込予 定口座)に変更 がない場合 給付金の受取拒 否や、「お知ら せ」記載された 内容(対象こ どもや振込予 定口座)を変更 する場合 支給対象者と 別世帯だが 生計が同一で ある18歳以下 の対象こども がいる場合 『①の給付金』 が未申請で ある場合			
提出期限	提出不要 「お知らせ」 に記載の期限 までに市へ連絡 「確認書」を返信 申請書を 提出^{〔※4〕}			提出不要 「お知らせ」 に記載の期限 までに市へ連絡 申請書を 提出^{〔※5〕} ①の申請へ			
	- 令和7年6月30日(月)必着			- 令和7年7月31日(木)必着 -			
支給日	「お知らせ」に 記載の予定日 令和7年4月下旬以降順次^{〔※6〕}			「お知らせ」に 記載の予定日 令和7年5月下旬以降順次 ^{〔※6〕} -			

【※2】 支給対象世帯に該当し、前回の10万円給付金を八街市から口座振込により受給した世帯のうち、世帯状況に変更がない世帯が対象です。

【※3】 新生児(令和6年12月14日～令和7年7月31日出生)と同一世帯の方には、出生月の翌月以降に「お知らせ」を送付予定です。届かない方はコールセンターへご連絡ください。

【※4】 各種申請書は、市ホームページからダウンロード、または市役所社会福祉課にて配布しています。

【※5】 コールセンターへお問い合わせください。

【※6】 書類に不備がない場合、市が受理した日から約4週間後に支給します。現金支給の場合は、給付に4週間以上かかります。

差押禁止等について

- ・給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることができません。
- ・給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができません。
- ・給付金は課税対象所得に該当となりません。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。



お問い合わせ先・受付窓口

八街市地方創生臨時給付金コールセンター

☎ 0120-773-138

受付期間 令和7年3月17日～6月30日(受付窓口は、3月24日(月)から開始します。)
受付時間 8:45～17:00(土日祝を除く)